

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社京葉興業

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1番地

株式会社コラボ・ウェイスト

平成28年3月10日付けで申請のあった法人の合併については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定により、下記のとおり認可します。

平成28年4月18日

福島県南地方振興局長 小檜山 均



記

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により下記の産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社京葉興業 代表取締役 鈴木 宏和 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
合併又は分割の方法及び条件	株式会社京葉興業を吸収合併存続会社とし、株式会社コラボ・ウェイストを吸収合併消滅会社とする。
産業廃棄物処理施設の種類	汚泥の焼却施設（政令第7条第3号） 廃油の焼却施設（政令第7条第5号） 廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号） 産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2）
産業廃棄物処理施設の設置の場所	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1番地
処理する産業廃棄物の種類	1 産業廃棄物 ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類（塗料カスに限る）⑥紙くず ⑦木くず ⑧動植物性残さ ⑨金属くず 以上9種類 2 特別管理産業廃棄物 ①汚泥（特定有害産業廃棄物）②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）③廃酸（特定有害産業廃棄物）④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物） 以上4種類

(裏面に続く)

	<p>注) 特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目</p> <p>①汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p> <p>②廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p> <p>③廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p> <p>④廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上12項目</p>
産業廃棄物処理施設の処理能力	混焼能力75 t/日(24時間) 3.125 t/時間
産業廃棄物処理施設の設置許可等の年月日及び許可番号	平成元年11月29日 (産業廃棄物処理施設設置届出受理)

受 理 書

元白保第1164号

平成元年11月29日

東北環境株式会社
代表取締役 今泉輝雄殿

福島県白河保健所長



平成元年11月6日付け産業廃棄物処理施設設置届出書の届出を受理しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第5項において準用する法第8条第3項の規定により、本日から30日を経過した後、または届出の内容が相当である旨の通知を受けた後でなければ、当該届出に係る産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更することはできません。